

発議第 4 号

子どもの医療費助成制度窓口負担の無料化を求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 1 項及び 2 項の規定により提出
致します。

平成 29 年 12 月 8 日提出

三宅町議会議長 植村 ケイ子 殿

三宅町議会議員

提出者 池田 年夫 

賛同者 森内 聖也 

賛同者 川口 靖夫 

松本 健 

子どもの医療費助成制度窓口負担の無料化を求める意見書

奈良県の子どもの医療費助成制度は県民の要望によって年々対象年齢が拡大され、2016 年度より対象が中学卒業まで通院、入院ともに拡大されました。

しかし、病院窓口ではいったん自己負担分、小学校入学前までは 2 割、小学校以降は 3 割を支払い、あとから 1 月あたり外来は 500 円、入院は 1,000 円を超える分が自動償還払いとなっています。

全国的には、ほとんどの都府県で原則「窓口負担なし」が実施され、「償還払い（＝いったん窓口払い）」が行われているところは 2017 年 11 月現在、5 道県でしかありません。関西で償還払いを行っているのは奈良県のみとなっています。また、窓口負担を無くしている自治体が多く、一部負担金がかかる自治体は 756 市区町村、一部負担金がなく無料なのは 986 市区町村（2014 年 4 月現在）です。

子どものけがや病気は急に起きる事が多く、そのときお金がないと医療を受けることができません。奈良県でも無料を求める声がありましたが、奈良県は国のペナルティを理由にいったん医療機関の窓口で支払い、あとから戻る自動償還払いにこだわってきました。そのことが、奈良県内での「子育てのしづらさ」として様々な団体・個人から折りにふれ指摘を受けてきました。

このたび、国は来年 4 月から就学前までの子どもの医療費の助成に対してペナルティを廃止することを決定しました。奈良県でもこれを機会に窓口の負担を無料にし、誰でも安心して医療が受けられるよう制度の改善を望むところです。

記

- 1、子どもの医療費助成制度は償還払いを廃止してください。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 8 日

奈良県三宅町議会

奈良県知事 荒井 正吾 殿